

商法 出題の意図

問題1

譲渡承認を経ず株主名簿に記載されていない株主の議決権行使が、株主総会決議取消訴訟（831条1項）における決議取消事由の可否となるかについて、検討を求める設問である。具体的には、DがEの持分であった10%議決権を行使していたことが、決議方法の法令違反に該当するかどうかが問題となる。

株式の譲渡承認決議を欠く場合には、会社が譲受人を株主として取り扱うこと自体が認められないとされている。他方で株主名簿に掲載されていない株式譲受人は、原則として会社に対して株主としての地位を対抗できない。ただし、会社が名義書換未了の株式譲受人を株主として扱うことは認められるというのが最高裁（最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁）の立場である。全株主（および全取締役）によるDE株式の譲渡同意がある本件で、株式譲渡承認決議を欠く場合に、会社が株式譲受人Dを株主として取り扱うことが認められるかどうか、検討することを求める。

問題2

経済的に類似の効果を持つ事業譲渡と会社分割二つの手法について、手続を中心にその異同を説明することを求める設問である。

両手法とも、原則として株主総会の特別決議（467条1項・309条2項11号、783条1項・795条1項・804条1項・309条2項12号）を経る必要があり、反対株主の株式買取請求権が認められている（469条、785条・797条・806条）。

これに対して、次のような異なる点が指摘できる。第一に事業譲渡においては民法の一般原則に従って各債権者の同意を取得する必要があるが、会社分割では各債権者の同意を得ることなく分割契約書（分割計画書）に従って当然に契約上の地位が移転することとなる。他方で、事業譲渡においては格別の債権者保護手続は設けられていないが、会社分割においては債権者異議手続（789条1項2号、799条1項2号、810条1項2号）を経る必要がある。第二に、会社分割の無効は会社分割無効の訴え（828条1項9号10号）のみによって主張できるのに対して、事業譲渡についてはそのような制約は存在しない。